



## 環境・衛生



**わたしたちのまちをきれいにしよう**

道路等にポイ捨てされたごみ(空きカン・空きビン・たばこの吸い殻等)は、まちの景観を損ねるばかりでなく、悪臭や有毒ガスを発生させることもあります。そのため、身近な生活環境や自然環境を悪化させる原因にもなり、まちのイメージダウンにもつながりかねません。

ごみのポイ捨ては、『自分だけなら大丈夫』と思っていると、皆が同じ気持ちで捨ててしまい、結局ごみでいっぱいになってしまいます。

これは、1人ひとりの心がけひとつでなくすことができます。

『ポイ捨て』をなくして、まちもところも一緒に美しくしていきたいまじょう。

**問合せ** 環境衛生課

☎4444・3132

FAX 4433・3555

### ごみの焼却は禁止されています

家庭から出るごみを正規の焼却炉を使わずに、ドラム缶や簡易焼却炉、野外で焼く「野焼き」は一部の例外

を除いて法律で禁止されています。野焼きをしている人は、『自分1人くらいなら大した影響はないはず』と思われるかもしれませんが?

特に塩化ビニル等の塩素を含むプラスチックごみを燃やすと、黒煙とともに臭いが発生し、近隣の迷惑となります。そればかりでなく、燃やす過程でダイオキシン等の有害物質が発生する恐れがあります。

家庭等のごみは、燃やさずに分別して収集日に出してください。

市民1人ひとりの気配りで、大切な自然環境を守りましょう。

**問合せ** 環境衛生課

☎4444・3132

FAX 4433・3555

## その他



**愛知県最低賃金は、10月1日から時間額927円に改定されました**

最低賃金は県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で

定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額927円と比較します。

詳しくは、津島労働基準監督署にお尋ねください。

**問合せ** 津島労働基準監督署

☎0567・264155

### 質量計(はかり等)の定期検査のご案内

質量計(はかり、分銅及びおもり)を「取引または証明」に使用する場合は、2年に1回定期検査を受けることが計量法で義務付けられています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により延期していましたが、検査の日程が決まりましたので、該当するはかり等をお持ちの方は、必ず受検するようお願いいたします。

なお、計量士(有資格者)が定期検査日以前1年以内に検査を行い、県知事にその旨を届けたはかり等は、定期検査が免除されます。

#### 日程と検査会場

11月25日(水)・26日(木)

七宝産業会館 1階ロビー

#### 時間

午前10時～正午

午後1時～3時

### 検査に必要なもの

はかり、おもり、分銅

### 検査手数料

1台につき250円以上(種類によつて異なります)

### 問合せ

検査の対象や方法に関すること  
一般社団法人愛知県計量連合会

☎4521821

集合検査及び検査申し込みに関すること  
産業振興課

☎4417114

FAX 4418387

## 寄附



### 寄附のお礼

海部歯科医師会様

保育園職員として

フェイスシールド200枚

マウスシールド150枚

「厚意ありがとうございました。」

**問合せ** 総務課

☎4441711

FAX 4418330